

○個人情報及び個人番号保護管理規程

(平17規程第8号 平成17年4月1日)

改正 平17規程第37号 平成17年9月29日

平18規程第4号 平成18年4月25日

平18規程第97号 平成19年3月29日

平19規程第68号 平成19年9月21日

平20規程第52号 平成21年3月31日

平21規程第18号 平成21年7月28日

平21規程第52号 平成22年3月17日

平22規程第15号 平成22年6月29日

平22規程第67号 平成23年3月29日

平25規程第93号 平成26年3月25日

平26規程第74号 平成27年3月31日

平27規程第22号 平成28年3月18日

平29規程第1号 平成29年5月30日

平29規程第43号 平成30年2月27日

平30規程第13号 平成30年12月17日

令1規程第8号 令和元年7月19日

令2規程第69号 令和3年3月31日

令3規程第74号 令和4年3月31日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、国立研究開発法人海洋研究開発機構(以下「機構」という。)における個人情報及び個人番号の取扱いに関する基本的事項及び行政機関等匿名加工情報(行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る)の提供に関する事項を定めることにより、機構の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(法律の遵守)

第2条 機構の役員及び職員（機構と雇用契約を締結している者及びそれと同等の地位にあるものを含む。以下「役職員等」という。）は、独立行政法人個人情報保護法第1条及び番号法第1条の目的を十分に理解して、関連する法令及び規程等の定めに従い、個人情報及び個人番号を取り扱わねばならない。

(定義)

第3条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

(1)「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次のアまたはイのいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図面若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）

イ 個人識別符号が含まれるもの

(2)「個人識別符号」とは、次のアまたはイのいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第549号。以下「独立行政法人個人情報保護法施行令」という。）で定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

(3)「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

(4)「個人番号」とは、番号法第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識

別するために指定されるものをいう（番号法第2条第6項及び第7項、第8条並びに第48条並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項における個人番号）。

（5）「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。番号法第7条第1項及び第2項、第8条並びに第48条並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項を除く。）をその内容に含む個人情報をいう。

（6）「特定個人情報等」とは、個人番号及び特定個人情報を併せたものをいう。

（7）「保有個人情報」とは、機構の役職員等が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、機構の役職員等が組織的に利用するものとして、機構が保有しているものをいう。ただし、独立行政法人情報公開法第2条第2項に規定する法人文書（以下「法人文書」という。）に記録されているものに限る。

（8）「保有個人情報等」とは、保有個人情報及び個人番号を併せたものをいう。

（9）「法人文書」とは、機構の役職員等が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、機構の役職員等が組織的に用いるものとして、機構が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成14年政令第199号）で定める公文書館その他の施設において、同施行令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

（10）「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合体であって、次に掲げるものをいう。

ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

（11）「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

（11の2）「仮名加工情報」とは、次のアからイに掲げる個人情報の区分に応じて次のアからイに定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人情報に関する情報をいう。

ア 第3条第1号アに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

イ 第3条第1号イに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

（12）「匿名加工情報」とは、次のアからイに掲げる個人情報の区分に応じて次のアからイに定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものを用いる。

ア 第3条第1号アに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

イ 第3条第1号イに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

（13）「行政機関等匿名加工情報」とは、次のアからウのいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部（これらの一部に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「独立行政法人情報公開法」という。）第5条に規定する不開示情報（同条第1号に掲げる情報を除く。以下この号において同じ。）が含まれているときは、当該不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる匿名加工情報を用いる。

ア 個人情報保護法第75条第2項各号のいずれかに該当するもの又は同法第75条第3項の規定により同法第11条第1項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。

イ 機構に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている法人文書の独立行政法人情報公開法第3条の規定による開示の請求があったとしたならば、機構が次のいずれかを行うこととなるものであること。

①当該法人文書に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。

②独立行政法人情報公開法第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えること。

ウ 機構の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、別に規則で定める加工の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであること。

（14）「行政機関等匿名加工情報ファイル」とは、行政機関等匿名加工情報を含む情報の集合体であって、次に掲げるものをいう。

ア 特定の行政機関等匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ アに掲げるもののほか、特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

(15) 削除

(16) 個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(17) 「個人情報ファイル簿」とは、機構が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ、個人情報ファイルの名称、個人情報ファイルの利用目的、個人情報ファイルに記録される項目その他法令の示す事項等の概要を記載した帳簿をいう。

(18) 「個人番号関係事務」とは、番号法第9条第3項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。

(19) 「個人番号関係事務実施者」とは、個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

(20) 「個人番号カード」とは、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他政令で定める事項が記載され、本人の写真が表示され、かつ、これらの事項その他総務省令で定める事項（以下「カード記録事項」という。）が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により記録されたカードであって、番号法又は番号法に基づく命令で定めるところによりカード記録事項を閲覧し、又は改変する権限を有する者以外の者による閲覧又は改変を防止するために必要なものとして総務省令で定める措置が講じられたものをいう。

(21) 「事務取扱担当部署」とは、機構において特定個人情報等を取り扱う部署をいう。

(22) 「取扱区域」とは、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域をいう。

(23) 「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものという。

(24) 「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合体であって、次のアからイに掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

ア 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの。

イ アに掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの。

(25) 「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(26) 「保有個人データ」とは、機構が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの以外のものをいう。

(27)「学術研究機関等」とは、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。

(基本理念)

第3条の2 個人情報、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図らなければならない。

第2章 個人情報及び個人番号保護の管理体制

(総括個人情報保護管理者)

第4条 機構に、総括個人情報保護管理者（以下「総括保護管理者」という。）を置く。

2 総括保護管理者は、経営管理を担当する理事をもって充てる。

3 総括保護管理者は、機構における保有個人情報等の管理に関する事務を総括する任に当たる。

(拠点個人情報保護管理者)

第5条 本部、横浜研究所、むつ研究所及び高知コア研究所に、拠点個人情報保護管理者（以下「拠点保護管理者」という。）を置く。

2 拠点保護管理者は、本部にあつては総務部長、横浜研究所にあつては横浜管理課長、むつ研究所にあつてはむつ研究所長、高知コア研究所にあつては高知コア研究所長をもって充てる。

3 拠点保護管理者は、本部及び各研究所における保有個人情報等の適切な管理を確保する任に当たる。

(個人情報保護管理者)

第6条 室、課又はグループ等、細則で指定する部署（以下「所管課室」という。）に、個人情報保護管理者（以下「保護管理者」という。）を置く。

2 保護管理者は、細則に定める所管部署の保有個人情報等の適切な管理を確保する任に当たる。

3 保護管理者は、保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合、当該情報システムの管理者と連携して、その任に当たる。

(個人情報保護担当者)

第7条 所管課室に、個人情報保護担当者（以下「保護担当者」という。）を置く。

2 保護担当者は、保護管理者を補佐し、前条に掲げた細則に定める所管部署の保有個人情報等の管理に関する事務を担当する。

- 3 保護担当者は、当該所管課室の保護管理者が、所属職員の中から指名する。
- 4 保護管理者は、保護担当者を指定した際は、速やかに拠点保護管理者に通知しなければならない。

(特定個人情報等の事務取扱担当部署及び役割の明確化等)

第7条の2 機構における事務取扱担当部署は、人事部職員課及び経理部財務課とする。

2 事務取扱担当部署が行う個人番号関係事務は、法令等に基づき役職員等その他の個人から特定個人情報等の提供を受け、当該特定個人情報等が記載された法定調書等を作成することとなる次の各号に定める事務とする。

- (1) 給与所得の源泉徴収票作成関係事務
- (2) 健康保険、厚生年金保険及び年金基金関係事務
- (3) 雇用保険関係事務
- (4) 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書作成関係事務
- (5) その他法令により定められた事務

3 事務取扱担当部署は、個人番号関係事務において次の各号に定める特定個人情報等を取り扱う。

- (1) 機構が番号法第16条に基づく本人確認の措置を実施するため、役職員等その他の個人から提示又は提出を受けた本人確認資料及びこれの写しに記載されたもの。
- (2) 機構が、行政機関に提出するために作成した源泉徴収票等その他の法定調書等及びこれらの控えに記載されたもの。
- (3) 機構が、法定調書を作成する上で役職員等、外部有識者等、扶養親族その他の個人から提出を受けた個人番号の記載のある申告書等に記載されたもの。
- (4) その他個人番号と関連付けて保存される個人情報として保護管理者が指定するもの。

(監査責任者)

第8条 機構に、監査責任者を置く。

- 2 監査責任者は、監査室長をもって充てる。
- 3 監査責任者は、保有個人情報等の管理の状況について監査する任に当たる。

(苦情・相談窓口)

第9条 機構に、機構における保有個人情報等の取扱いに関する本人からの問い合わせ、苦情又は相談に関する受付等を行う苦情・相談窓口を設ける。

- 2 前項における苦情・相談窓口の担当課は総務部法務・コンプライアンス課とする。

(個人情報及び個人番号保護管理委員会)

第10条 総括保護管理者は、機構に、個人情報及び個人番号保護管理委員会を設けることができる。

2 総括保護管理者は、保有個人情報等の適切な管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うため必要があると認めるときは、関係職員を構成員とする委員会を設け、定期に又は随時に開催する。

3 この規程に定めるものの他、個人情報及び個人番号保護管理委員会の構成等については、個人情報及び個人番号保護管理委員会設置規則(平17規則第21号)に定める。

第3章 役職員等の責務

(役職員等の責務)

第11条 役職員等は、独立行政法人個人情報保護法及び番号法の趣旨に則り、関連する法令及び本規程の定め並びに総括保護管理者、拠点保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報等を取り扱わなければならない。

第4章 個人情報及び個人番号の取扱い

(個人情報及び個人番号の保有の制限等)

第12条 機構は、個人情報及び個人番号を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。

2 機構は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報及び個人番号を取り扱ってはならない。

3 機構は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

4 機構は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

5 第2項及び第4項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 法令に基づく場合。

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当

該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 機構が、当該個人情報を学術研究の用に供する目的（以下「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

(6) 機構に個人データを提供する場合であって、機構が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

（利用目的の通知等）

第13条 機構は、個人情報及び個人番号を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 機構は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下同じ。）に記載された当該本人の個人情報及び個人番号を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報及び個人番号を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りではない。

3 機構は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、機構の権利又は正当な利益を害するおそれがあるとき。

(3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（個人番号の提供の求めの制限）

第13条の2 機構は、個人番号関係事務を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

（個人番号に関する提出書類）

第13条の3 機構は、役職員等その他の個人から個人番号の提供を受けるときは、次

の各号に掲げる書類のいずれかを提出するよう求めることができる。

- (1) 番号法第17条に定める個人番号カードの写し
- (2) 番号法第7条に定める通知カードの写し
- (3) 個人番号が記載された住民票の写し
- (4) 個人番号が記載された住民票記載事項証明書

2 役職員等は、前項の書類の身元確認のため、機構が身分証明書の提示を求めた場合は協力しなければならない。

3 役職員等は、第1項の定めにより機構が取得する個人番号に変更を生じたときは、必要な事項を記載した書類を速やかに機構に提出する。

4 第1項の定めにより機構が取得する個人番号の利用目的は第7条の2第2項のとおりする。

(本人確認の措置)

第13条の4 機構は、役職員等その他の個人から個人番号の提供を受けるときは、当該提供をする者から個人番号カード若しくは通知カード及び当該通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証するものとして主務省令で定める書類の提示を受けること又はこれらに代わるべきその者が本人であることを確認するための措置として政令で定める措置をとらなければならない。

(特定個人情報の収集・保管の制限)

第13条の5 機構は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を収集又は保管してはならない。

(不適正な利用の禁止)

第13条の6 機構は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第14条 機構は、偽りその他不正の手段により個人情報及び個人番号を取得してはならない。

2 機構は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

ア 法令に基づく場合

イ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

ウ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつ

て、本人の同意を得ることが困難であるとき

エ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

オ 当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く）

カ 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（機構と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）

キ 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、個人情報保護法第57条第1項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合

ク その他アからキに掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

（アクセス制限）

第14条の2 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等にアクセスする権限を有する役職員等の範囲と権限の内容を、当該役職員等が業務を行う上で必要最小限の範囲に限る。なお、「保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて」の「内容」とは、個人識別の容易性（匿名化の程度等）、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度をいう（以下、同じ。）。

（複製等の制限）

第14条の3 役職員等が業務上の目的で保有個人情報等を取り扱う場合であっても、保護管理者は、次に掲げる行為については、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を限定し、役職員等は、保護管理者の指示に従い行う。

- （1）保有個人情報等の複製
- （2）保有個人情報等の送信
- （3）保有個人情報等が記録されている媒体の外部への送付又は持出し
- （4）その他保有個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

（媒体の管理等）

第14条の4 役職員等は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報等が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫

への保管、施錠等を行う。

(廃棄等)

第14条の5 役職員等は、保有個人情報等又は保有個人情報等が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。

(取扱状況の記録)

第14条の6 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、当該保有個人情報の利用及び保管等の取扱状況について記録する。

2 保護管理者は、特定個人情報ファイルの取扱状況を確認する手段を整備して、当該特定個人情報等の利用及び保管等の取扱状況について記録する。

(正確性の確保)

第15条 機構は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

(安全確保の措置)

第16条 機構は、保有個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、機構から個人情報（独立行政法人等非識別加工情報及び削除情報に該当するものを除く。次条において同じ。）の取扱い及び個人番号関係事務の全部又は一部に係る業務の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

3 本条第1項及び第2項に定めるものの他、保有個人情報等の取り扱いについては、保有個人情報等セキュリティ細則（平27細則第58号）及び個人情報保護取扱ガイド（平18業務マニュアル第1号）に定める。

(取扱区域の指定)

第16条の2 保護管理者は、取扱区域を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずる。

(従事者の義務)

第17条 次に掲げる者は、その業務に関して知り得た個人情報及び個人番号の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(1) 個人情報及び個人番号の取扱いに従事する機構の役職員等又はこれらの職にあつ

た者

(2) 第16条第2項の受託業務に従事している者又は従事していた者

(従事者の監督)

第17条の2 機構は、その従事者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従事者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(第三者提供の制限)

第18条 機構は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

ア 法令に基づく場合

イ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

ウ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

エ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

オ 当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき
(個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)

カ 当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき(当該個人データを提供目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)(機構と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。)

キ 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)

2 機構は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くととともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第14条第1項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)である場合は、この限りではない。

ア 第三者への提供を行う個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下、同じ。）の氏名

イ 第三者への提供を利用目的とすること

ウ 第三者に提供される個人データの項目

エ 第三者に提供される個人データの取得の方法

オ 第三者への提供の方法

カ 本人の求めに応じて当該本人が死別される個人データの第三者への提供を停止すること

キ 本人の求めを受け付ける方法

ク その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして定める事項

3 機構は、前項アに掲げる事項に変更があつたとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項ウからオまで、キ又はクに掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。

4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

ア 機構が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴つて当該個人データが提供される場合

イ 合併その他の事由による事業の承継に伴つて個人データが提供される場合

ウ 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であつて、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いてあるとき

5 機構は前項ウに規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあつては、その代表者の氏名に変更があつたときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

（外国にある第三者への提供の制限）

第18条の2 機構は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として定めるものを除く。以下同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについてこの章の規定により機構が講ずべきこととされている措置

に相当する措置（第3項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして基準に適合する体制を整備している者を除く。以下同じ。）に個人データを提供する場合には、第18条第1項アからキに掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

2 機構は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。

3 機構は、個人データを外国にある第三者（第1項に規定する体制を整備している者に限る。）に提供した場合には、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

（第三者提供に係る記録の作成等）

第18条の2の1 保護管理者は、個人データを第三者に提供したときは、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の事項について記録する。ただし、当該個人データの提供が第18条第1項各号又は第4項各号のいずれか（第18条の2第1項の規定による個人データの提供にあつては、第18条第1項各号のいずれか）に該当する場合は、この限りではない。

2 機構は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

第18条の2の2 機構が保有する特定個人情報（番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録されたものを除く。）に関しては、第18条第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、第18条の他の規定の適用については、次の表に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第18条第1項	法令に基づく場合を除き	番号法第9条第4項の規定に基づく場合を除き
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第18条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する

第18条第2項第1号	本人の同意があると き、又は本人に提供す るとき	人の生命、身体又は財 産の保護のために必要 がある場合であって、 本人の同意があり、又 は本人の同意を得るこ とが困難であるとき
------------	--------------------------------	---

2 機構が保有する番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、第18条第2項から第4項まで、第19条、第23条及び第24条中の利用停止に係る場合の規定は適用しないものとし、第18条の他の規定の適用については、次の表に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第18条第1項	法令に基づく場合を除 き、利用目的	利用目的
	自ら利用し、又は提供 してはならない	自ら利用してはならな い

(個人番号の利用の制限)

第18条の3 保護管理者は、個人番号の利用に当たり、番号法があらかじめ限定的に定めた事務に限定する。

(特定個人情報等の提供の制限)

第18条の4 保護管理者は、番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報等を提供してはならない。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第18条の5 機構は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第18条第1項各号又は第4項各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

ア 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2 前項において機構が役職員から個人データの提供を受ける場合、当該役職員は、機構が同項の規定による確認を行う場合において、機構に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならない。

3 機構は、第1項の規定による確認を行ったときは、当該個人データの提供を受けた

年月日、当該確認に係る事項その他の事項に関する記録を作成しなければならない。

4 機構は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

(個人関連情報の第三者提供の制限等)

第18条の6 機構は、第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下、同じ。）を個人データとして取得されることが想定されるときは、第18条第1項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

ア 当該第三者が機構から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること

イ 外国にある第三者への提供にあつては、アの本人の同意を得ようとする場合において、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること

2 第18条の2第3項の規定は、前項の規定により機構が個人関連情報を提供する場合について準用する。この場合において、同条第3項中「講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供し」とあるのは「講じ」と読み替えるものとする。

3 前条第2項から第4項までの規定は、第1項の規定により機構が確認する場合について準用する。この場合において、同条第3項中「の提供を受けた」とあるのは、「を提供した」と読み替えるものとする。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第19条 保護管理者は、第18条第2項第3号又は第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

2 保護管理者は、前条第2項第3号又は第4号の規定に基づき、行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わすこととする。

3 保護管理者は、第18条第2項第3号又は第4号の規定に基づき、行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い措置状況

を確認し、その結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずるものとする。

4 保護管理者は、第18条第2項第3号の規定に基づき行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、前2項に規定する措置を講ずるものとする。

(漏えい等の報告等)

第19条の2 機構は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、機構が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りではない。

2 前項に規定する場合には、機構(同項ただし書の規定による通知をした者を除く。)は、本人に対し、個人情報保護委員会で定めるところにより、当該事態への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わる措置をとるときは、この限りではない。

3 役職員は、第1項の事態が生じたときは、総務部法務・コンプライアンス課に報告しなければならない。

(仮名加工情報の作成等)

第19条の3 機構は、仮名加工情報(仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。)を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして個人情報を加工しなければならない。

2 機構は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等(仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下同じ。)を取得したときは、削除情報等の漏えい等を防止するために必要なものとして、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければならない。

3 機構は、第12条第2項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第12条第1項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報(個人情報であるものに限る。以下同じ。)を取り扱ってはならない。

4 機構は、第13条の規定の適用については、同条第1項及び第3項中「、本人に通知し、又は公表し」とあるのは「公表し」と、同条第4項第1号から第3号までの規定

中「本人に通知し、又は公表する」とあるのは「公表する」とする。

5 機構は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するように努めなければならない。この場合においては、第15条の規定は、適用しない。

6 機構は、第18条第1項及び第2項並びに第18条の2第1項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。この場合において、第18条第4項中「前各項」とあるのは「第19条の3第6項」と、同項第3号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第5項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と、第14条の6第3項ただし書中「第18条第1項各号又は第4項各号のいずれか（第18条の2第1項の規定による個人データの提供にあつては、第18条第1項各号のいずれか）」とあり、及び第18条の6第1項ただし書中「第18条第1項各号又は第4項各号のいずれか」とあるのは、「法令に基づく場合又は第18条第4項各号のいずれか」とする。

7 機構は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

8 機構は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の伝達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する信書便により送付し、電報を伝達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

9 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、第12条第3項及び第19条の2の規定は、適用しない。

（仮名加工情報の第三者提供の制限等）

第19条の4 機構は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。次項及び第3項において同じ。）を第三者に提供してはならない。

2 第18条第4項及び第5項の規定は、仮名加工情報の提供を受ける者について準用する。この場合において、同条第4項中「前各項」とあるのは「第19条の4第1項」と、同項第3号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第5項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と読み替えるものとする。

（学術研究機関等の責務）

第19条の5 機構は、学術研究目的で行う個人情報の取扱いについて、この規程の規

定を遵守するとともに、その適正を確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するように努めなければならない。

第5章 個人情報ファイル簿及び特定個人情報ファイル

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第20条 機構は、政令で定めるところにより、機構が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項を記載した個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 機構の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報ファイルの利用目的
- (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第7号において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下この条において「記録範囲」という。）
- (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法
- (5の2) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (6) 記録情報を機構以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (7) 個人情報保護法第76条第1項、第90条第1項又は第98条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
- (8) 個人情報保護法第90条第1項ただし書又は第98条第1項ただし書に該当するときは、その旨
- (9) その他政令で定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

- (1) 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル
- (2) 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯罪事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル
- (3) 機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（独立行政法人等が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
- (4) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
- (5) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲

が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(6) 一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

(7) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

(8) 役員又は職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

(9) 本人の数が1,000人に満たない個人情報ファイル

(10) 前各号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、機構は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第6号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

4 個人情報ファイル簿は、機構が保有している個人情報ファイルを通じて一つの帳簿とする。

5 機構は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

6 機構は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルの本人の数が1,000人を下回ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。

7 機構は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを機構の事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第20条の2 機構は、個人番号関係事務を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

第6章 開示、訂正及び利用停止等

(保有個人情報の開示)

第21条 機構は、機構の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示請求があった

ときは、開示請求に係る保有個人情報に法の定める不開示情報が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(保有個人情報の訂正)

第22条 機構は、開示を受けた自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料することによる訂正（追加又は削除を含む。）請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(保有個人情報の利用停止)

第23条 機構は、機構の保有する自己を本人とする保有個人情報が、次の各号のいずれかに該当していると思料することによる利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、機構における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 第12条第2項の規定に違反して保有されているとき、第14条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第18条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第18条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

(審査請求)

第24条 機構は、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者から行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

第6章の2 行政機関等匿名加工情報の提供

(行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等)

第24条の2 機構は、行政機関等匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この章において同じ。）を作成し、及び提供することができる。

2 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行政機関等匿名加工情報を提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合（この章の規定に従う場合を含む。）

(2) 保有個人情報を利用目的のために第三者に提供することができる場合において、当該保有個人情報を加工して作成した行政機関等匿名加工情報を当該第三者に提供するとき。

3 機構は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために行政機関等匿名加工情報及び削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

4 前項の「削除情報」とは、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号をいう。

(提案の募集)

第24条の3 機構は、定期的に、機構が保有している個人情報ファイル（個人情報ファイル簿に個人情報保護法第108条第1号に掲げる事項の記載があるものに限る。）について、個人情報保護法第110条第1項の提案を募集するものとする。

2 この規程に定めるものの他、提案の募集に必要な事項は、規則又は細則で定める。

第7章 業務の委託等

(業務の委託等)

第25条 機構が、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 機構が、個人番号関係事務の全部又は一部を委託する場合には、委託先において、番号法に基づき機構が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認する。

3 この規程に定めるものの他、業務委託等に関する必要な事項は、個人情報及び個人番号の取扱いに係る業務の委託等に関する規則（平17規則第37号）に定める。

(派遣労働者に関する事項)

第26条 保有個人情報等の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報及び個人番号の取扱いに関する事項を明記するものとする。

第8章 教育研修

(教育研修の実施)

第27条 総括保護管理者は、保有個人情報等の取扱いに従事する職員に対し、保有個人情報等の取扱いについて理解を深め、個人情報及び個人番号の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行わなければならない。

2 総括保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行わなければならない。

3 総括保護管理者は、保護管理者及び保護担当者に対し、所管課室の現場における保有個人情報等の適切な管理のための教育研修を実施する。

4 保護管理者は、所管部署の職員に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

5 この規程に定めるものの他、教育研修に関する必要な事項は、個人情報及び個人番号保護教育研修規則（平18規則第9号）に定める。

第9章 苦情及び相談

(苦情処理及び相談への対応)

第28条 機構は、機構における保有個人情報等の取扱いに関する本人からの問い合わせ、苦情又は相談の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 機構は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

3 苦情・相談窓口担当課以外の課室等は、当該課室等における保有個人情報等に関する開示請求等があった場合には、苦情・相談窓口担当課に積極的に協力しなければならない。

(事案の報告及び再発防止措置)

第29条 保有個人情報等の漏えい、滅失又は毀損等の事案の発生又は兆候を把握した場合及び事務取扱担当部署が諸規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合等、安全確保の上で問題となる事案が発生した場合に、その事実を知った役職員等は、直ち

に当該保有個人情報等を管理する保護管理者に報告しなければならない。

2 保護管理者は、第1項の規定に基づき報告を受けたときは、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずるとともに、拠点保護管理者に報告しなければならない。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等のLANケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う（職員に行わせることを含む。）ものとする。

3 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、拠点保護管理者に報告しなければならない。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに拠点保護管理者に当該事案の内容等について報告する。

4 拠点保護管理者は、第3項の規定に基づく報告を受けた場合には、当該事案の内容、経緯、被害状況等を総括保護管理者へ速やかに報告しなければならない。

5 総括保護管理者は、第4項の規定に基づく報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を理事長に速やかに報告するとともに、個人情報及び個人番号保護管理委員会へ速やかに通知し、当該事案への対応及び再発防止のための措置を審議させ、適切な対応を講ずる。

6 総括保護管理者は、事案の内容等に応じて、事案の内容、経緯、被害状況等について、文部科学省に対し、速やかに情報提供を行う。

7 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずる。

8 保護担当者は、本条に定める保護管理者の任を補佐する。

（公表等）

第30条 前二条の他、総括保護管理者は、必要があると認めるときは、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報等の本人への対応等の措置を講ずるものとする。公表を行う事案については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに総務省（行政管理局）に情報提供を行う。

第10章 監査及び点検等の実施

（監査）

第31条 監査責任者は、保有個人情報等の適切な管理を検証するため、機構における保有個人情報等の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査（外部監査を含む。以下同じ。）を行い、その結果を総括保護管理者に報告する。

2 この規程に定めるものの他、監査に関する必要な事項は、個人情報及び個人番号保護監査規則（平17規則第22号）に定める。

(点検)

第32条 保護管理者は、所管部署における保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に及び必要に応じ随時に点検を行い、その結果を拠点保護管理者に報告する。

2 拠点保護管理者は、第1項に基づく報告を受けた場合には、必要があると認めるときは、総括保護管理者に報告する。

(評価及び見直し)

第33条 総括保護管理者、拠点保護管理者及び保護管理者等は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報等の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずる。

(行政機関との連携)

第33条の2 機構は、「個人情報の保護に関する基本方針」(平成16年4月2日閣議決定)4を踏まえ、文部科学省と緊密に連携して、その保有する個人情報の適切な管理を行う。

第11章 補則

(懲戒の対象)

第34条 機構の職員が、本規程に故意に反した場合、又は自己の職務を適正に遂行していれば違反を回避し得た場合は、定年制職員(研究系)就業規程(平25規程第80号)、定年制職員(技術・事務系)就業規程(平25規程第81号)、任期制職員就業規程(平16規程第10号)、ポストドクトラル研究員就業規程(平20規程第19号)、専任スタッフ就業規程(平20規程第20号)、支援スタッフ(無期)就業規程(平26規程第81号)、支援スタッフ(任期制)(平25規程第83号)、研究支援パートタイマー(無期)就業規程(平29規程第33号)、臨時研究補助員就業規程(令1規程第3号)、シニアスタッフ就業規程(平18規程第12号)、支援スタッフ(シニア)就業規程(平26規程第82号)、研究支援パートタイマー(シニア)就業規程(平29規程第34号)、研究支援パートタイマー(任期制)就業規程(平17規程第29号)又は学術研究船船員就業規程(平16規程第11号)の定めるところに従って、解雇を含む懲戒の対象とすることがある。

(補則の制定)

第35条 個人情報ファイル簿に関する事務及び、開示請求、訂正請求、利用停止請求等の事務処理及び手数料等に関し必要な事項は、別に定める。

(適用範囲)

第36条 この規程は、機構が、国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連して、国内にある者を本人とする個人情報、当該個人情報として取得されることとなる個人関連情報又は当該個人情報を用いて作成された仮名加工情報若しくは匿名加工情報を、外国において取り扱う場合についても、適用する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平17規程第37号）

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平18規程第4号）

この規程は、平成18年4月25日から施行する。

附 則（平18規程第97号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平19規程第68号）

この規程は、平成19年9月21日から施行する。

附 則（平20規程第52号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平21規程第9号）

この規程は、平成21年8月1日から施行する。

附 則（平21規程第52号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平22規程第15号）

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平22規程第67号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平25規程第93号）

この規程は、平成26年3月25日から施行する。

附 則（平26規程第74号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平27規程第22号）

この規程は、平成28年3月23日から施行する。

附 則（平29規程第 1号）

この規程は、平成29年5月30日から施行する。

附 則（平29規程第43号）

この規程は、平成30年2月27日から施行する。

附 則（平30規程第13号）

この規程は、平成31年1月1日から施行する。

附 則（令1規程第8号）

この規程は、令和元年7月19日から施行する。

附 則（令2規程第69号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令3規程第74号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。